

非課税貯蓄申告書の記載要領等

- 1 この申告書は、障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度を受ける場合、貯蓄者は最初に預入等をする日までに、その預入等をする金融機関の営業所等を経由して、その金融機関の営業所等において非課税扱いを受けようとする預金等の種類及びその営業所等において非課税扱いを受けようとする預金等の最高限度額等を記載し、貯蓄者の住所地を所轄する税務署長に提出してください。
- 2 各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「郵便番号」、「個人番号」、「住所」、「氏名」及び「生年月日」欄に、貯蓄者の住所等を記載してください。
 - (2) 「種別」欄に、該当する区分の数値を記載してください。
 - (3) 「非課税扱いの申告をする貯蓄」及び「既に非課税扱いの申告をしている貯蓄」の「貯蓄の受入機関の営業所等」欄に、金融機関の営業所等の「所在地」、「名称」及び「最高限度額」を記載してください。
 - (4) 「営業所番号」欄に、8桁の営業所番号を記載してください。
 - (5) 「障害者等の事実」欄に、該当する区分の数値を記載してください。
 - (6) 「貯蓄の受入機関の受理年月日」欄に、受理年月日を記載してください。